

第七回 参議院大蔵委員会会議録第三十二号

(三七一)

昭和二十五年三月二十九日(水曜日)午前十時四十分開会

討論に入ることに御異議ありませんか。

朗読いたしたいと思います。

米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案

認めます。委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。

委員長の補欠

本日櫻内辰郎君委員長辞任につき、その補欠として木内四郎君を議長において委員長に指名した。

本日の会議に付した事件

○米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○富裕税法案(内閣提出、衆議院送付)

○資産再評価法案(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(櫻内辰郎君) それではこれより大蔵委員会を開会いたします。最初に米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案の御審議を願います。質疑がありましたら、この際お願いいたしたいと存じます……別に御質疑がなければ、質疑を終局して

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

に入ります。賛否を明らかにして御発言を願いたいと存じます。

○木内四郎君 この米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案によりまして、第四條第一項を改正するよう規定があるのあります。

第四條第一項中「経済の再建」の下に「並びに特定の教育事業」を加え、「公私企業」を「國、國以外の公企業若しくは私企業」「公企業」を「國若しくは國以外の公企業」に改める。

第六條の改正規定を次のように改める。

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致でござります。

第六條第二項を削る。

第十四條の改正規定中「第三項」を「第四項」に改め、「を削る。」

第十五條の改正規定を削る。

以上の修正案を提出いたしたいと思ひます。

○委員長(櫻内辰郎君) 外に御発言はございませんか。

○森下政一君 今のは木内君なのです。主たることは特定の教育事業というのを加えるというのですか。

○木内四郎君 そうです。そうしてあ

との規定はそれに伴う條文の整理で

あります。そういう趣旨によいまし

て、ここに改正案の一部を更に次のよ

うに改めるところの修正案を提出いた

したいと思います。修正案はお手許に

配付してありますので、これを一度

存じますが、御異議ありませんか。

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと

認めます。委員長が議院に提出する報

告書に多数意見者の御署名を願いま

す。

多數意見者署名

黒田 英雄 伊藤 保平

九鬼紋十郎 森下 政一

玉屋 嘉章 西川 甚五郎

平沼彌太郎 木内 四郎

油井賢太郎

○米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案

○委員長(櫻内辰郎君) それでは外に御発言もないようありますから、先づ修正案について採決をいたします。

○木内四郎君 の修正案を議題に供します。木内君の提出の修正案に賛成の方の御挙手を願います。

○委員長(櫻内辰郎君) 第四條の改正規定を次のように改める。

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致でござります。

第六條第一項中「経済の再建」の下に「並びに特定の教育事業」を加え、「公私企業」を「國、國以外の公企業若しくは私企業」「公企業」を「國若しくは國以外の公企業」に改める。

第六條の改正規定を次のように改める。

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致でござります。

次に、只今採決されました木内君の修正にかかる部分を除いて、内閣提出に拘わる原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成のお方の御挙手を願います。

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致でござります。

○委員長(櫻内辰郎君) 只今より休憩前に引続き会議を開きます。税法一般について御質問を願います。

○伊藤保平君 ちよつと主税局長にお尋ねいたしたいのですが、酒税につい

て今度の改正で、この税率が大分増加され、又元の高い方へ戻りましたの

ですが、一昨年のときの率と税額とを

見ますると、清酒を百といたします

と、その当時合成清酒は九十一、焼酎

は九十二の比例になつておつたと思

のですが、ところが今度の改正は、清

酒の百に対し、合成清酒は七十七で、

焼酎が六十六という大きな開きができ

ております。これは清酒が原料制限

で、非常に石数が少かつたということ

も考えられるのですが、本年は相当増

石にもなるようでありますし、酒類全体から見まして、今度は三百八十九万四千石かの見積りのようになつてゐるようですけれども、これ以上に造石高は更に十数万石殖えると思うですが、そつすると、現在の焼酎の過剰販売の情勢から見ましても、これ以上殖えますと、もう飽和点に達していると思うのですが、一方に密造が相当ありますまして、これが取締りはなかなか困難であります実情でありますので、まだ絶えませんとすれば、この二百九十六万石の外に密造酒を加えますといふと、今日の購買力が減退して、消費量が非常に少くなつておりますので、恐らく飽和点以上の過剰に來ているようと思うのでありますし、現に一部ではすでにあいだんビングが起つて来ているのじやないかと思います。清酒の方はまだそれ程現われておりませんけれども、遠からずそういう兆候がもう現われつつあると思いますので、こういう点におきまして、この酒税の均衡を今少し御考慮願えないか。それから清酒の平均税額を見てみますと、大体特級、一級、二級を併せまして五万二千八百七十六円くらいになると思ふ。合成清酒が三万九百十七円であり、焼酎が二万九千五百十三円、麦酒が二万八千五百二十円というようなことで、いずれも清酒に比べて余りにも税額の負担が開き過ぎておるのじやないかと思います。今日清酒と合成清酒の需要層はもう變りなくなつて来ておるのじやないかと思うのであります。こういう点につきまして、今後どういうふうに均衡させるかの御考慮をお願えますかとも併せてお尋ねいたして願ります。それから今年は先

程申しましたた通り相当増石になりますて、自然增收が現在の予算に見積つておられます一千四十億円でしたか、それよりも相当五十億円以上、或いは百億近い自然增收があると思うのですが、こういうことでありますと、或いは年度内において、若し情勢に応じましては、何かこれを以て減税に向けるとか、適当な措置が講じ得られることができるのですか。或いはやはり年度内ではできないものでありますようか。同時に最後に一つ、密造対策につきましては從来十分おやりになつておるのでですが、更にこれ以上おやりになりますが、それに対する御方針も併せて承わりたいと思うのであります。

○政府委員(平田敬一郎君)　酒税の今回の税率につきましては、いろいろな角度から検討いたして決めたのでござりますが、私共本来の考え方といたしまして、税率はできる限り引下げの方向に持つて行きたい。それに伴いまして値段も引下げまして、本来の清酒を安く、多く造りまして、闇酒等を駆逐して行くという方向に参るといふのが本来の私共の考え方でござります。ところでそれに対しまして、御承知の通り昨年シャウプ勧告が出まして、この勧告によりますと、それと反対に、數量はむしろ殖さないで税率を大巾に上げまして增收を図つたらどうだらうかと、密造等に対しても取締で徹底的にやつたらどうかというような考え方をとつておるのは御承知通りでございますが、今回の改正案を作りました場合におきましては、実はその両者との調整に苦心したのでございまして、

規の生産を増加いたしまして、税率等は成るべくこの程度の引上げに止めたいという考え方で作成をいたしたのでござります。今度の酒税の改正によりまして、予算から申しますというと、約二百八十億円くらいの増加を来しておりますが、実はこの中の大部分は増石による増加と、それから地方の酒消費税を廃止しまして、酒税に統合した増加が大部分でございまして、純粹の増税に当る金額は、取引高税を除きますと、約二十数億円程度に過ぎないのです。無論一面におきまして、歩留りの上昇に伴いまして、コストを下げて、それによつて増税を図つておる部面もござりますが、そういう部面を除いては、若干焼酎等につきまして、大まかに申上げました方針に従いまして、むしろ正規の酒を増加いたしまして、税率等でできだけ下げるという方向に持つて行く、勿論経済の情勢、物価の情勢との関連もありまして、それを睨み合せて決めなくちゃならんと思つておられます。まあ基本的にはさようにもうござりますが、確かに伊藤委員のお話のような点は非常に御尤もその点が多いと考えるのであります。お尋ねの清酒と合成酒や焼酎の税率の比較論の問題でござりますが、確かに伊藤委員のお話のような点は非常に御尤も清酒は非常に数量を現在制限いたして

おりますので、やはり若干の需要が多いと申しますか、値段等も比較的最近までは高い関係もございまして、清酒の税率は合成酒、焼酎等に比べますと、どちらかと申しますと割高になつております。従いまして小売価格におきましても、同様に下つて来ることは事実でございますが、この点につきましては御指摘の通り、清酒につきましては本年度は若干の増加ができましたし、今後においては更に一層アルコール添化の増加等の方法も、原料の増加の外に強化することにいたしまして、清酒の増産を図るということになりますすれば、この税率なり価格の比率等につきまして、よくそのときの情勢に応じまして検討をして、妥当なものにいたしたいと考える次第でございます。それから酒税の增收は、確かに二十四年度におきましては、追加予算で相当殖したのでございませんが、実績は更に若干増加するものと考えております。ただ税收入全体として考えますと、申告所得税等がなかなか思うような成績を挙げておらずせんので、現在相当第一線では問題を起しておりますが、どうぞよろしくお手伝いくださいと心配されておるので、心配いたします。全体といたしまして、どの程度增收になりますか、余り大きな增收はないのではないかと考えておりますのでございますが、まあそういう問題とは別に、今後に引きまして税率を検討する際或いは更に状況の変化等に応じまして、予算等につきまして再検討をする機会がござりますれば、勿論そのときの情勢に応じまして、税率等につきましても妥当な調整を加えることに務めないと考えております。ただ

今のところはつきり具體的な見通しができま
せんがねるところを申上げて置きたいと思
います。尙密造対策等につきましては、從来
から大分努めておるところでございますが、御承
知の通り都合によりますと、おける密造は、燒
酎の値段も低くしまして、自由販売になりま
しては、相当最近は激減いたしておるようだ
ござります。で、今回その点も考えておるよ
うであります。それで、燒酎の値段も低くしま
して、燒酎の値上につきましても若干の
変動をいたしておりますが、四百五十
円程度に止めることにいたしております
であります。この方面に対しましては、更に一層取
締の強化等も加えまして、現在非常によ
くなつておる所もござりますが、この方面に
おける密造でありますと、これはなかなか
状況を更に一層よくするように努力をな
さざいまして、又その調査の対象が広
いと思います。問題はその他の農村方
面における密造でありますと、これが
思ひょうな成績を挙げております。
できますならば、私の方の理想を申し
ますと、農村に対しましては、できる
限り、できますれば本年の米で造りき
した清酒二級ぐらいを、或る程度低い
値段で販売するというような方法によ
つて対処するのが、一番いい方法では
ないかといふ考へて見ましたが、
そうしますと、税收入等にも相当に影
響がござりますので、今回といたしま
しては、まあそういう方面からいたし
ました税金の修正は余りでき得なかつた
のであります。今後におきましては、さ
よな点につきましては、いかなる限
り工夫して見たいと考えております。尚、取
締につきましては、

は、勿論関係官庁と一体となりまして、有効な取締を行いまして、密造を少くしまして、従いまして極力正規の酒類の増産を図つて行くよう努めて行きたいと考えておる次第であります。

うし、或いは農作物その他の場合におましても、普通の営業者の場合におきましても、除雪のために特別な費用を要するとか、或いは修理のために必要な費用を要した場合におきましては、こういったものにつきましては所得

も、積雪地帯特有の費用が幾らかといふことは、やはり標準的な費用の中に十分考えまして、それと課税力との比較で平衡交付金を交付する、というような方法は理論上考えられることでござりますので、私共そのような点につき

○政府委員(平田敬一郎君) 誠に御尤
ようにも十分お願ひしたいと思ひます。
そうでないと、この運動は更に一層廣
る様く本省の方に来ると思いますから、
ら、その点一つお願ひいたしたいと思
います。

になつておるがどうか、その点をはつきり一つ伺いたい。この間の提案理由の説明のうちにも、特級酒一升当たり百四十円を九百七十円にし、一級酒一百十円を九百六十円程度に上げるといふやうな説明があつたが、これについて

○米倉龍也君　事業所得の課税標準は当然必要経費を引くのですが、その必要経費の点に關係するのですが、一般参議院でも父兄議院でも決議がありました積雪寒冷地帯の課税についての考慮をして貰いたい、政府はそれに対しても何らかの処置をするというようなことを述べられておつたのですが、要求する方の気持は、この問題は税の方から、そういう地帶の農民生活を多少でも緩和するより遠はないだらう、といふのと、一方平衡交付金の増額とか、又一方は事業所得の方の計算の場合に、何か地域特別扣除というような、何かそういうものができないかどうか、というようなことを考えての所得税の方の軽減を要求しておるのでですが、こういう点すでに政府でもああいう答弁をなさつておるんだから、何かこれについて御考慮なり御研究が進んでおりましょか。それをお聞きしたい。

○政府委員(平田敬一郎君)　積雪地方の課税の適正化に関しまして要望がありましたがことは、私共承つておりますて、検討いたしておるわけであります。そのうち今御指摘の所得の計算上、必要経費に該当すると認められる部分につきましては、実情に応じまして極力適正化を図るということは必要であるというふうに考えております。例えば貸家所得等の場合におきましても、除雪費等をやはり所得の計算上十分に見るという必要がありましょ

計算上適正化を図る必要があると思ひます。その点につきましては、中央からも地方に対しまして、その点はくれぐれも考慮して、適正な所得金額を計算するようになつておるという趣旨で確かに通達いたしたかと思いますが、そういう趣旨で運用いたして参考考えであります。ただ積雪地帯におきまして生活費が高くなる、従つて何か特別の税法上控除を認めるようにしたらと、こういう要望もあるようござりますが、その点になりますと、なかなか簡単に参らないのでございまして、生活費となりますと、或いは都會の方が田舎の方よりも高いという場合もござりますし、普通の役人の場合でござりますと、東京あたりは地方と変りまして、勤務地手当として特別手当を出しておる状態でありますと、これは地方によりまして非常に色々な問題が出て来るのではないかと考えるのでござります。従いまして基礎控除、扶養控除の外に積雪地帯等に対しまして、特別のそのような控除を、税法上生活費が高いということで設けますのは、どうも少し如何であるうかといふので、その点までやりますことにつきましては、私共今のところ賛成いたしかねておるような状況でございます。尙、平衡交付金等の配分に際しましては、これは標準となるべき経費を査定するわけでござりますが、その経費の中にはやはり特別の公

をしては、これもよくそのような解決を図るべきじやなかろうかと考えておる次第でござります。尙、具休的問題はいろいろあるのですござりますが、大きな問題につきましては一応お答えいたしまして、お尋ねがござりますれば、更にお答えしたいと思います。

○米倉龍也君 いろいろ御研究になつておることをお聞きいたしたわけであります。やはりこういうことは現実の特殊な事情でありますので、地方でどうこうというようなことを一律にお決めを願うことは相当困難だとは思いますけれども、併し地方はどうもやはり中央の一つの相当具体的な何か方針なり、指示がないと非常にやりにくいというか、「まち／＼」になつてしまらしめであります。いろいろ話を聞いて見ても、どうもそれは中央からの指示がない、或いはそういうお話をないからというようなことで、相当地方的にまち／＼になつております。そういう関係で、この地帶のこの問題を取上げて政府に要望しておる方から申しますと、余程具体的に中央の方で或る点まで指示して頂かなければ満足をしないのぢやないかと思ひます。昨今盛んにこういう方面的の要求が国会の方面にも出ておりますので、どうか大蔵省でも今お話のように、これは地方のその実情によつて適当にやる、特に考慮するという程度でなく、もつと考慮すべきことを具体的にお示しになつて頂く

もでございますので、国税局長或いは関係職員の会合等の機会に十分徹底するようになつたいたいと考えます。尙、特別の問題につきましては、かような会合の際に調査した資料を持ち寄りまして協議をして、できるだけ具体的に歩調を合せて妥当な取扱を決めるこに努めるようにして見たいと考える次第であります。

○黒田英雄君 又酒の税に戻りますが、先程伊藤委員の質問に対してもお答えで、大体政府のお考えは伺えたのですが、私は酒税について、シャウブですが、私は酒税について、シャウブ勧告に現われておるところの表現の仕方は非常に酒に対しては酷のように思うのですが、又それによつて酒の税はもう少し上げてもいいという勧告になつておるのですが、今日酒の価格といふものは他の物価に比較して相当税金のために高いことになるのですが、今日の各人の懐工合等からいたしまして、酒の消費といふものは大分減退しておるようだと思うのですが、勧告にそぞういうふうにあつたために、政府はこれを止むを得ず上げたのか、尚機会があれば、これを下げようという御意思を持つておられるとは、先程のお答えで思いますけれども、更にいへば、酒の消費等につきまして十分な説明等を関係方面になされて、そうして下げるという御意思がありますかどうか、つまり今日の購買力の減退に対しても、ございましたけれども、更にいへば、酒の消費等につきまして十分な説明等をの価格は相当高いというふうにお考え

○政府委員(平田敬一郎君) 確かに私もこのシャウプ勧告のうち、酒に対する認識は、今黒田委員のお話のように、日本の実情に即して認識が十分に行われていなかつたのではないかといふことを私も感じてゐる一人であります。率直に申上げまして……いろいろ私共酒の税につきましても、実は事前に討議をやつたのでございますが、何と申しましても、消費生活といったことになりますと、なかなか短時間では実感を伴つた意見が出にくい、ということからがございまして、相当理論を追いついたりした理想論となり、そのままシャウプ勧告案となりまして出て來たようになります。

いますが、もう少し長期に見通しを立てますれば、先程申し上げましたように、どうもやはり最近の食糧事情等から見まして、正規の生産を殖やしまして、税率なり、価格はむしろ下げまして、供給量の増加によつて国庫收入の増加を図つて行くというのが、やはり私共の行く正しい途ではなからうかと、こういう考え方を持つておるのあります。今回の案を作ります場合におきましても、シャウプ勧告と、そのような見解との間の調整を図るのに実は苦心をいたしたわけでござまして、數量の増加によりまして、とにかく税收入としましては、相当な増加を上げるようになつてしまして、税率については、御覽になれば分りますように、ほんの僅かばかり上げ、或るものは却つて引下げる、合成酒の二級、それから三級、ウイスキー等は余りにも売れ行きが面白くございませんので、むしろ下げております。そういう調整をやりまして、何とかこの際として手棒できる程度の税金にしまして、改正を行いたいという趣旨で、法律案を作成いたしました、提案いたしたような次第でございます。従いまして、将来の方向といたしましては、もう少し更に一層の正規の生産の増加を図りまして、税率等は低くしまして、税収入は相当確保するという方向で参つたらどうかとか、かように考えておるのでござります。〇黒田英雄君 大体のお考えを伺いましたが、率直に言うと、收入を図るのに酒に課税して行くこととは、シヤウプ勧告もあるし、やりよいといふに比較して、もつと下げなくちゃや

らんものだというふうにお考えですか、或いはそうではないのであります。造石が殖えれば、税収はこれだけあればよいから下げようというお考えなんですか、その点はつきり一つ……。

○政府委員(平田敬一郎君) 先程の需給の関係は、黒田泰實のお話しになつたよな傾向も、確かに若干あるようですが、いまが、大体いたしましては、相當順調のようでございまして、むしろ予算で見積りましたのよりも、庫出し等も多くなつておるような実情もございまするし、今直ちに税率の引下げをやらなければならないと、いうような事情には、今のところまだ来ていないので、なかなか、ただ今後におきまして、そういう状況等が現われますかどうですか、恐らく夏季になりますと、ビールが今度の改正によりまして、私共といいたしましては、相当出ることを期待いたしております。それから清酒につきましては、二級酒その他につきましては、引上げの程度は極く僅かでございますから、この程度でございまれば、そう御指摘のように、売れ行きが一時に悪くなるというようなことにはならないのじやなかろうかと思つております。ただ傾向といたしましては、確かに御意見のような傾向もござりますから、むしろ今後におきましては、正規の生産の数量の増加を図りまして、それと一緒に税率も引下げまして、必要な国庫収入を確保するという方向に沿つて、極力適正化を國にたいと、かように考えておるのでござります。尙この酒の税につきましては、これは私はやはり相当前、酒税によって国庫收入を期待するというこの租税政策の行き方は、シヤ

ウエ博士と同じように、正しいのではないかと考えます。外の税、使えば織物消費税を廃止したり、三等乗客に対する通行税の課税を廃止したり、或いは取引高税を廢止したり、或いは物品税中の必需品課税を廃止するといったような方向は、これはそれ／＼正しいわけですが、それにも拘らず、酒税につきましては、何と申しますても、どこの国でもやつておりますように、その国の供給の状態、消費の状態に応じまして、妥当な税率を定めまして、極力必要な財源を確保すると、いうことは、租税政策としては妥当ではなかろうか、煙草と酒につきましてはシャウブ博士は、相当理論的でござりますが、相当の税收入を期待するというような御意見のようございまして、その点におきましては、私共実現はシャウブ博士と見解を一にいたしておりますのであります。ただ数量を減らして、税率を上げたらどうかということにつきましては、先程申上げました日本の現状並びに造石等の状況から考えまして、やや見解を異にするということを、先程申上げた次第であります。

うと、それこそ今日の状況では売行きが非常に不振の状況にあるよう私共聞いているのですから、これらに対して、来年度と申しますか、これから先特級酒を造られる上において、従来と同じような方針でありますか。或いは、これは多少制限しようというようなお考えはないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 特級酒につきましては、二十五年度の予算の基礎になりました分につきましては、大体石數で六万石程度予定いたしております。この特級酒の数量をどの程度にするかということは、今御指摘の通り、大体売れ行きの状況、それから他の酒類の数量との関係におきまして、どの程度ならどうというような見地から定めて参りたいと考えておるのでござりますが、やはり私共としましては、相当な財源にもなりまするし、成るべくよい酒を造りまして、生産者なり關係業者の方々も、取扱いによりまして利益が出て来るようになると同時に、国庫にも税金の形で相当入つて来るというような制度でござりますれば、やはり今後もそういうふうにした方がよいのではないかと、かように考えておるのではござります。まあ今までの酒の造石税は比較的簡単でございまして、清酒は全部一律にやつておりますので、かような差は付けてもいなかつたのでござますが、酒類につきまして相当多額な税收入を期待せざるを得ないような実情が残つております間は、やはりこのようなやや技術的に面倒な方法を用いまして、極力収入の増加を図る方がよいのではないかと考えておるのであります。数量の点は、やはりそのときの状況、それから一つは税率の決め

方、値段の付け方等にもよります
が、そういう点を考えまして、極力適
当な数量を造りまして、できたものは
少くとも売捌いて行くような状況に持
つて行くと、又売捌がれるような限度
において造石して行くというような方
向で行きたいと考えております。
○黒田英雄君　それは特級酒を沢山造
られれば收入が殖えるので、政府とし
てはいいでしようが、併し地方の名も
余りない酒、これは品質はよくても、
売り行きが悪いよう聞いておるので
から、その点は余程お考えになつて、
ただ收入の増加ができるからと、いう
ので、無暗に特級酒を造られるとい
うことは、私余り賛成できないと思う
のです。まあそれはその程度にしまし
て、提案理由の説明のときに、先程も
申上げましたように特級酒は千百四十
円を千百七十円程度に、或いは一級酒
九百十円を九百六十円程度に、二級酒
はというように、それべく御説明があ
つたのですが、これは小売価格であ
うと思うのですが、生産者販売価格、
卸売商の販売価格といふようなものに
ついては、もう無論お決めになつてお
るのだろうと思いますが、これを御説
明願いたいと思います。
○政府委員(平田敏一郎君)　酒類の生
産者価格、販売価格等は最終的には物
価局の責任において決めることになつ
ております。一応腹案を申上げることに
御了承願いたいと思うのであります
が、それによりますと、今尚御指摘の千百
七十円とか、九百六十円、六百五十円、
こういう数字はお話を通りでございま
して、小売価格の見込価格で、大体改
訂見込価格でありますから、最終的に決
まるのは、恐らくこの前後で決まるの

じやないかと思ひますが、小売価格の見込価格でござります。尚この価格につきましては、それべ最近の生産販売の原価の状況等に応じまして、妥当な価格を決めることにいたしているのでござります。先ず予想を申上げますと、清酒の第一級につきまして申上げますと、瓶詰品の場合でございますれば、現在は製造原価が百三十二円、それから基本税が二百五十七円でありますと三百八十九円という生産者の価格になります。これを今度は製造原価につきましては、若干の原料の値上がり等による増を認めまして、百三十六円にいたしましては、税金が上りますから、上つた分が三百五十円でございます。生産者の価格は税込の販売価格が四百八十六円程度にいたしたい。それから卸売につきましては、それをぞ普通のマージンを認めるにいたしまして、現在は今のものについて申上げますと、販売価格は八百十二円九十四銭になつておりますが、それを改正案によりますと、八百九十四円五十銭程度に変えたい。小売価格につきましては、従来の九百十円程度の最終価格が九百六十円程度の最終価格になると、大体の考え方でござります。尙マージンにつきましては、若干増減がございますが、卸のマージンにつきましては、今申上げました酒類の中に、は、今の改正は三十三円四十銭から七十四銭入っておりますが、これは何か若干多く見る必要があつて、多く見たと思いますが、その前は二十二円三十八銭でございましたのでござります。それとの関係上今回は二十六円五十銭程度見ることになつておりますが、小売のマージンは五十三円七十三銭であ

りますが、改正案によりますと、五十円五十銭程度になるのであります。その他の酒類等につきましては、それぞれ大概そいうる方針で案を作成いたしております。

○委員長(木内四郎君) 速記を始め
て……。それではこの程度で散会いた
します。

平義二寺十六分散會

委員長

理事

櫻内辰郎君
木内四郎君
黒田英雄君
伊藤保平君
九鬼紋十郎君
森下政一君
玉屋喜章君
西川甚五郎君
平沼彌太郎君
油井賢太郎君
米倉龍也君

政府委員
大藏事務官(主計局法規課長)
大藏事務官(主税局長) 佐藤 一郎君
平田敬一郎君

昭和二十五年四月十三日印刷

昭和二十五年四月十三日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所